東京都立大学南大沢キャンパス実験動物管理室要綱

平成 19 年首都大総理第 98 号制定 平成 19 年 4 月 1 日

(目的)

第1条 この要綱は東京都立大学動物実験管理規程に基づき、南大沢キャンパスにおける実験動物管理室(以下、「管理室」という。)に関する事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本要綱は、南大沢キャンパス内で東京都立大学動物実験管理規程第5条に規定する動物実験 等に適用する。

(組織)

- 第3条 南大沢キャンパスにおける動物実験等に関する管理業務を担当するため、管理室を置く。
- 2 管理室は、理系管理課長及び東京都立大学動物実験管理規程第2条に規定する管理者及び実験動物管理者で構成する。
- 3 管理者に、生命科学専攻長を充てる。
- 4 管理室長は、管理者が実験動物管理者から選任する。
- 5 実験動物管理者は動物実験等を日常的に行っている専攻から各1名以上選出する。
- 6 管理室に関する事務は、理系管理課が担当する。

(実験動物管理室)

- 第4条 実験動物管理室の任務は、以下のとおりとする。
 - (1) 飼養保管及び動物実験等のマニュアルを定め、動物実験実施者及び飼養者に周知すること
 - (2) 動物実験計画書及び報告書の受付、連絡に関すること
 - (3) 飼養保管施設及び実験室の設置及び改廃に関すること
 - (4) 実験動物の導入に関すること
 - (5) 実験動物の健康管理、飼養環境の適正化に関すること
 - (6) 実験動物の使用、譲渡、搬出に関すること
 - (7) 実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録の管理に関すること
 - (8) 東京都立大学動物実験管理規程第23条に定める危険防止に関すること
 - (9) 教育訓練に関すること
 - (10) 実験動物の慰霊祭に関すること
- (11) 自己点検・評価に関すること
- (12) その他、動物実験等の日常の管理に関すること

(実験動物管理室長の任務)

- 第5条 東京都立大学動物実験管理規程第4条3項に基づき、飼育保管施設、実験室及び実験動物については、管理室長が管理するものとする。
- 2 総合飼育棟を利用する際は、東京都立大学動物実験管理規程第 13 条に基づき、各室を実験動物の種類ごとに管理・監督する。
- 3 東京都立大学動物実験管理規程第10条に基づき、SPF等の特別な実験動物を導入、譲渡及び搬出する際は、飼育履歴、病歴等証明の確認をする。
- 4 そのほか管理室長の任務については別に定める。

(記録の保存及び報告)

- 第6条 管理室は、動物実験等に関する申請、記録及び現況を調査し、以下の事項について研究倫理 委員会(以下「委員会」という。)及び学長に報告する。
- (1) 飼養保管施設及び実験室は設置および改廃のある場合に申請書を受理し、委員会に報告する。
- (2) 実験計画及び報告書は、原則として年度単位で受理し、委員会に報告する。
- (3) 実験動物の入手先、飼育履歴病歴等に関する記録は、事実が発生するごとに受理し、年度ごとに学長へ報告する。
- (4) その他、東京都立大学南大沢キャンパスで動物実験等を適正に行うために報告が必要な事項が発生した場合は、委員会および学長に報告する。

(緊急時の対応)

- 第7条 東京都立大学動物実験管理規程第24条に定める管理者が地震、火災等の緊急時の連絡体制は別表1のとおりとする。
 - 2 災害発生時は、次の各号により、必要な措置を講ずるとともに、別表1の管理室長等へ通報する。
- (1) 危険事態を発見した者は、別表1の管理室長等へ通報する。
- (2) 通報を受けた管理室長等は、実験動物の保護及び実験動物の逸走による危害防止のため、必要な措置をとるとともに、必要に応じて、研究科長、学長及び理系管理課長へ報告するとともに、警察署、消防署へ通報する。
- (3) 通報を受けた管理室長等は施設等に人が閉じ込められていないか、動物が逸走していないか確認する。
- (4) 災害発生時、動物保護の観点で管理室長等は適切な場所を指定し、動物を飼育するよう指揮する。
- (5) 災害発生後、管理室長等が施設等の安全確認をして管理者に報告し、管理者が入室を許可する。

(教育訓練)

第8条 実験動物管理室は、東京都立大学動物実験管理規程第26条に定める教育訓練を研究倫理委員会の指示により、実施し、同条第2項の記録を委員会へ報告する。

(動物慰霊祭)

第9条 実験動物管理室は、実験動物の慰霊祭を実施し委員会へ報告する。

(自己点検・評価)

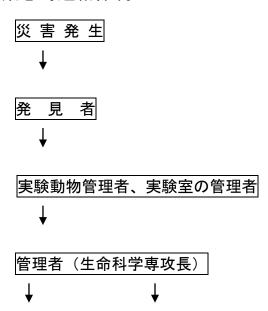
第10条 実験動物管理室は、基本指針の適合性に関し、自己点検・評価のための資料を委員会に提出する。

附則

- この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
 - **附** 則(令和2年3月18日31首都大管理管第2871号)
- この要綱は令和2年4月1日から施行する。
 - **附** 則 (令和 2 年 10 月 15 日 2 都立大管理管第 962 号)
- この要綱は令和2年10月15日から施行する。

別表1(第7条関係)

緊急時連絡体制



研究科長・学長 警察署・消防署